

令和5年度 主な新規・拡充事業

令和5年2月16日

羽 島 市

目次

〈一般会計〉

I ゼロカーボンシティ実現に向けた新たな試み

- ◆ 温室効果ガス排出量の削減等
➡ 照明のLED化、再生可能エネルギーの導入

主要施策のSDGsのゴール



II 市政重要課題への着実な対応

- ◆ 旧本庁舎周辺の安全性の確保等
➡ 旧本庁舎解体・跡地利用等の計画・立案



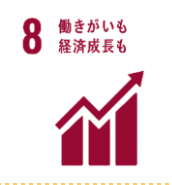
III 子育て・学び ～次世代を育むまち～

- ◆ 不登校児童生徒への支援体制の強化
➡ 校内適応指導教室「のぞみ」の新設



IV 産業・交流 ～個性と活力にあふれるまち～

- ◆ 効果的な移住・定住促進
➡ 「羽っぴい住まいる」近居・同居支援給付金
- ◆ 転換を図るにぎわいの再生・再興
➡ 各種観光イベントの再開支援



目次(つづき)

〈一般会計〉

V

市民生活・環境 ～安全・安心、環境にやさしいまち～

- ◆ 防災意識等の更なる向上

➡ 内水ハザードマップ作成、防災基本条例の制定

主要施策のSDGsのゴール

11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナシップで目標を達成しよう



VI

行政DX・働き方改革・市民サービスの充実

- ◆ 新たな視点の導入・構築

➡ 外部人材の活用、有償インターンシップの実施

- ◆ 行政サービスのデジタル化の普及

➡ 電子図書館アカウントの発行

4

質の高い教育をみんなに



8

働きがいも経済成長も



9

産業と技術革新の基盤をつくろう



〈特別会計〉

VII

健幸福祉・医療 ～共に支え健やかに暮らすまち～

- ◆ 物価高騰における支援

➡ 国民健康保険税率(額)据置による負担抑制

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



ゼロカーボンシティ実現に向けた新たな試み

【R5予算(案) 238,667千円】

生活環境課、他(新規)

◆ 温室効果ガス排出量の削減等(照明のLED化、再生可能エネルギーの導入)

事業概要

ゼロカーボンシティの実現及び高騰し続ける電気料金に対応するため、公共施設等の照明のLED化、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入を進めていく。

これまでの取組・現状

- R4.7月 公共施設の照明LED化移行状況調査
- 9月～太陽光発電設備導入予定施設の実施設設計
市が保有する遊休地の現状調査

事業イメージ・スキーム等

○ 公共施設の照明LED化

公共施設で使用している照明器具を現在の発熱灯、蛍光灯からLED照明に移行し、電気料金および二酸化炭素排出量を削減。

＜R5年度計画施設＞

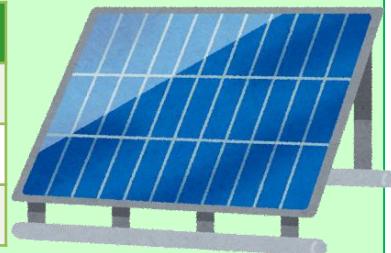
市営斎場、消防本部、防災ステーション
歴史民俗資料館、駐輪場、バス停



○ 公共施設の再生可能エネルギー設備の導入

公共施設に太陽光発電設備等を設置し、災害時に備えるとともに、電気料金および二酸化炭素排出量を削減。

先行3施設	発電容量
北部学校給食センター	180kw
図書館	81kw
市営斎場	45kw



今後の目標・成果イメージ

- 国の目標である2030年度までに公共施設の照明LED化100%、2040年度までに設置可能な公共施設での再生可能エネルギーの導入100%を踏まえ市全体計画を策定。
- 燃料費高騰に伴う電気料金値上げへの対応。
- 再生可能エネルギーの導入により、ゼロカーボンシティ実現を推進。



今後の実施スケジュール(予定)

- 費用対効果を検証しつつ、優先順位を決めて公共施設の照明LED化、太陽光発電設備等を導入。
- 太陽光発電設備の設置などを視野に入れた遊休地活用に向けた検討・協議。

予算(案) 主な内訳

- 公共施設のLED化工事費計 84,291千円
- 公共施設への太陽光発電設備導入費計 154,376千円

＜関連予算＞※R4年度補正予算措置(一部予定)
先行3施設の設計費用等計

100,515千円

◆ 旧本庁舎周辺の安全性の確保等(旧本庁舎解体・跡地利用等の計画・立案)

事業概要

旧本庁舎の解体工事・跡地利用等の設計業務、デジタル技術を活用した資料化のためデジタルアーカイブ等の業務を委託する。

これまでの取組・現状

- R4.2月 市旧庁舎あり方検討委員会より、「旧本庁舎は、施設として使用・保存せず、解体が最良」との答申。
答申を踏まえ、総合的な観点から精査・検討し、方針を早期に決定する市長コメント発表。
- 12月 政策会議を経て、議会にて、旧本庁舎は「解体すること」を方針とすることを表明。

3つの項目検証結果

- **今後の行財政運営への影響**
・旧本庁舎利活用に伴う、新たな財政負担の発生は、今後予定の重要事業に対し、大きな影響を及ぼすため、市が事業費を支出することは極めて困難。
- **建築物としての利用価値**
・旧本庁舎利活用について提案のあった2団体の内容を検証。市が求める条件を満たしておらず、民間事業者等を事業主体とする保存・利活用の実現は困難。
- **周辺への安全性**
・大地震発生時の旧本庁舎本体及び望楼の安全性調査の結果、破壊、損壊により継続使用ができなくなり、周辺への安全性が損なわれる可能性が高い。

【旧本庁舎現況】

R3.11月 用途廃止
使用停止により立入り禁止



今後の目標・成果イメージ

- R5当初予算成立後、旧本庁舎解体及び跡地利用等の設計業務委託に着手。
- 将来に向けて、旧本庁舎の記録・記憶を残すため、デジタルアーカイブ等の利活用を通じ、データの可視化を行う。

今後の実施スケジュール(予定)

- R5. 5月 旧本庁舎解体工事・解体後整備等設計業務委託
6月 旧本庁舎デジタルアーカイブ等業務委託
- R6. 2月 旧本庁舎デジタルアーカイブ等業務委託 完了
3月 旧本庁舎解体工事・解体後整備等設計業務委託 完了

工 程	R5年度														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
旧本庁舎解体工事設計業務委託															
旧本庁舎解体後整備等設計業務															
旧本庁舎デジタルアーカイブ等業務委託															

予算(案) 主な内訳

- 旧本庁舎解体工事設計業務委託 18,124千円
- 旧本庁舎解体後整備等工事設計業務委託 4,094千円
- 旧本庁舎デジタルアーカイブ等業務委託 10,000千円

◆ 不登校児童生徒への支援体制の強化(校内適応指導教室「のぞみ」の新設)

事業概要

近年増加傾向となっている不登校及び不登校傾向の児童生徒への対応を強化するため、学校施設内に適応指導教室を新設し、社会的な自立や学校復帰に向け、個別活動や小集団活動など個に応じた段階的な支援活動を行う。

これまでの取組・現状

- 適応指導教室「こだま」利用者 H29 15名 ⇒ R4.12 29名
- 不登校児童生徒数 H29 83名 ⇒ R4.12 130名
- 適応指導教室「こだま」の活動内容
 - ・児童生徒、保護者の相談(オンライン含む)
 - ・児童生徒に対する支援活動
 - 学習支援(オンライン含む)、
 - ソーシャルスキルトレーニング、スポーツ活動等



今後の目標・成果イメージ

- 学校内に設置することで、不登校児童生徒の居場所を増やすことで、支援体制を強化。
- 学校環境を活用した学習や活動ができ、児童生徒の学校復帰の足掛かりとして期待できる。
- 設置箇所を2つとすることで、より柔軟に移動ニーズに応えられるようになる。
- 児童生徒とオンラインで個別支援を行うスタッフを配置し、人員面も強化し、より個に応じた支援体制を構築。段階的な支援の充実を図ることができる。



事業イメージ・スキーム等

○不登校児童生徒の居場所づくりにおける新たな選択肢

不登校児童生徒の居場所となる教室を増やし、支援体制を強化。

○学校施設を活用した支援

体育館や理科室、調理室など学校の特別教室を利用し、授業と同じ環境で学習を行うことが可能。

○学校の日課に準ずる活動

設置される学校の日課に準じた活動や学校行事に参加することが可能。

適応指導教室【市中央部】

- ・個別活動中心
- ・学校施設以外での支援活動
- ・対面やオンラインでの支援活動
- ・個別の日課での活動

校内適応指導教室【市北部】

- ・小集団活動中心
- ・学校施設を活用した支援活動
- ・学校日課に準じた活動

自己実現・学校復帰



今後の実施スケジュール(予定)

- R5.4月～ 開室準備
 - ・教室の整備、活動カリキュラム作成
 - ・市内学校への周知(リーフレット作成)
 - ・通級希望者への案内、相談
- 6月～ 開室
 - ・学校施設を活用した生活、学習支援の実施
 - ・児童生徒、保護者の相談活動

予算(案) 主な内訳

- | | |
|------------------|----------|
| ○ 人件費(教育相談員等) | 11,798千円 |
| ○ 環境整備費(教材、通信機等) | 434千円 |

◆ 効果的な移住・定住促進(「羽っぴい住まいる」近居・同居支援給付金)

事業概要

義務教育就学前の子どもを養育する市内居住歴がある市外居住者が親との近居・同居を目的として市内に専用住宅を新築等した場合、または既存の住宅を増築した場合に給付金を支給することで、Uターンの促進、定住人口の増加を図る。

これまでの取組・現状

- 市の10代後半及び20代は、市外への進学や就職により転出超過状態。
- 定住人口の増加及び中小企業の担い手不足の解消を図るため県が主導する東京圏からの移住支援事業を令和元年度より市においても実施。

事業イメージ・スキーム等

- 義務教育就学前の子どもを養育する市内居住歴がある市外居住者が親との近居・同居を目的として市内に専用住宅を新築等した場合、または既存の住宅を増築した場合に1件当たり10万円の給付金を支給。
- 住宅金融支援機構が実施するフラット35地域連携型の活用と併せて政策効果を発揮。

【フラット35】地域連携型とは

地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援と併せて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度。

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型(子育て支援)	当初10年間	年▲0.25%

今後の目標・成果イメージ

- 市に縁故のある者の転入を促すことにより、定住人口の増加を図り、地域の担い手不足の解消へ寄与。
- 夫婦共働きの割合が伸長し、育児による負担が増大する中、子育て世帯が親と近居・同居することに伴い、育児による負担の分散が可能。

※国勢調査(市)における30代女性の就業率

H22年 63.7% → R2年 67.3%



- 高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が増加する中、近親者が近居・同居することで、定期的な交流が可能となり、健康寿命の伸長に寄与。

※国勢調査(市)における高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数

H22年 3,404世帯 → R2年 5,556世帯

今後の実施スケジュール(予定)

- R5.4月 支給要綱を告示
申請の受付を開始



予算(案) 主な内訳

- 近居・同居支援給付金

2,000千円

事業概要

コロナ禍により停滞していたイベントを市民の「にぎわいの場」創出のため、感染防止対策との両立を図りながら再開の体制を構築する。



今後の目標・成果イメージ

- 市の知名度向上、試行的に開催したイベントを定期開催化し更なる市民の「にぎわいの場」を創出する。

これまでの取組・現状

○ コロナ禍での催事の中止

新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、市内の観光イベントは通常開催が困難となり、そのほとんどが中止。

(R2、R3年度全件中止 R4年度:5件開催予定→2件開催)

○ R4年度:新たな催事の試行的開催

- ・ 7月23日 キッチンカーイベント (コスモパーク羽島)
- ・ 10月30日 はしまdeマルシェ (市役所駐車場)
- ・ 11月 6日 ピクニック日和 (桜堤サブセンター)

事業イメージ・スキーム等

○ イベント開催に伴う事業費補助

主催団体に対し、補助金を交付。

○ 催事運営の側面的支援

運営事務にかかる手続きや広報周知等を、主催者と連携して実施。

市内で開催予定のイベントスケジュール (2023.3～2024.2)

日程		イベント名
3月	下旬	背割堤さくらまつりイベントデー【前半】 ⇒ マルシェ2日間開催(初)
4月	上旬	背割堤さくらまつりイベントデー【後半】
	中旬～5月上旬	美濃竹鼻ふじまつり
5月	上旬	竹鼻まつり
7月	下旬	キッチンカーイベント in コスモパーク羽島 ⇒ R5年度から定期開催化
10月	下旬	はしまdeマルシェ (ひつじサミット尾州) ⇒ R5年度から定期開催化
11月	上旬	羽島美濃菊展
	上旬	ピクニック日和 ⇒ R5年度から定期開催化
	中旬	ぎふ羽島駅前フェス / 羽島市企業展

◆ 防災意識等の更なる向上(内水ハザードマップ作成・防災基本条例の制定)

事業概要

線状降水帯等的大雨により、水路などから浸水が想定される区域や深さの情報をまとめた内水ハザードマップを作成するための基本方針を策定。また、市民一人ひとりが主体的に命を守る行動を、ワークショップ等を通じて取りまとめ、条例化。

これまでの取組・現状

- 地震・洪水ハザードマップの作成、配布
- 防災出前講座「防災を学ぼう！」の開催

事業イメージ・スキーム等

【概要】

○ 雨水出水浸水想定区域の指定に向けて基本方針を策定

- ・R3.7月の水防法改正に伴い、R7年度までに雨水出水浸水想定区域の指定をするため、施設情報の整理、解析範囲、解析手法などの基本方針の検討を行う。

○ 防災基本条例の制定

- ・想定されている災害や地域の問題・課題を学ぶ研修を開催。
- ・個人として、地域として、何に取り組むべきか意見を出し合うワークショップを開催。
- ・意見を整理し、市防災会議やパブコメを経て条例を制定。



条例

今後の目標・成果イメージ

- 雨水出水浸水想定区域図を基に、内水ハザードマップを作成し、内水による浸水リスクについてリスクコミュニケーションを推進。
- ワークショップ等を通じて作り上げた条例に基づき、個人、地域の防災力を向上を目指し、災害による被災者ゼロを目指す。

今後の実施スケジュール(予定)

- 雨水出水浸水想定区域の指定
 - R5 基本方針の策定
 - R6～R7 基本方針に基づく調査・測量
浸水解析及び浸水想定区域の指定
 - R8～ 内水ハザードマップの作成
- 防災基本条例の制定
 - R5. 5月～8月 ワークショップの開催
 - 9月～ 条例素案の作成・パブリックコメントの実施
 - R6. 3月 議会に上程

予算(案) 主な内訳

- 雨水出水浸水想定区域指定のための基本方針検討業務 7,000千円
- 防災基本条例ワークショップ講師謝礼、会場費等 222千円

行政DX・働き方改革・市民サービスの充実

◆ 新たな視点の導入・構築(外部人材の活用、有償インターンシップの実施)

事業概要

自らの組織では確保・育成が難しい高度な専門性を有した人材について、外部からの登用により補完し業務の効率化を図る。
また、学生等を対象に、有償でインターンシップを行い、市役所業務への理解を深めるとともに、実践的な業務体験により行政への新たな視点の取入れを図る。

これまでの取組・現状

- R4年度に、各部局が所掌する事務事業に対し、外部人材の活用の可能性や必要性のある事務事業の抽出を実施。

事業イメージ・スキーム等

- **外部人材の活用**
 - ・市税等の徴収、DXの推進、広報(SNS等)の推進、カーボンニュートラルの推進、建築構造に関する助言等の専門分野への活用を検討し、登用。
- **有償インターンシップの実施**
 - ・有償インターンシップに適した業務の検討や振り分けを実施。
 - ・近隣や連携する大学等と調整を行い、参加する学生の調整。

今後の実施スケジュール(予定)

R5.4月～ 業務の検討、登用



今後の目標・成果イメージ

- **外部人材の活用**
 - ・専門性等を有した人材を、外部から登用することにより、職員を補完し業務の課題に対する効率化が可能。
- **有償インターンシップの実施**
 - ・学生等は、市職員の身分を与えられ、長期にわたり市の事務を体験し報酬を得、業務を深掘り・理解することで、自身の適性把握が可能。
 - ・市は、学生の視点による行政の枠組みに囚われない業務の活性化を期待。

予算(案) 主な内訳

- 外部人材登用 11,401千円
- 有償インターンシップ 441千円

関連事業

- | | |
|-------------------------|---------|
| ① 遠隔手話通訳アプリの導入(福祉課) | 253千円 |
| ② 債権回収業務に係る調査の電子化(収納課) | 898千円 |
| ③ 債権回収催告業務委託(収納課) | 660千円 |
| ④ (水道事業会計)漏水検知センサーの試行導入 | 1,540千円 |
| ⑤ (病院企業会計)電子処方箋の導入 | 4,866千円 |

◆ 行政サービスのデジタル化の普及(電子図書館アカウントの発行)

事業概要

市立学校の児童生徒一人ひとりに電子図書館専用アカウントを発行し、電子図書館が利用できる環境を整え、電子図書館のさらなる利用促進を図る。

これまでの取組・現状

- R4. 3月 電子図書館導入
- 11月 電子図書館1か月あたりの実利用者数(43人)
- 12月～小学校1校にアカウントを発行し、電子図書館利用に係る実証実験を開始
今後、中学校1校でも実証実験を実施予定
- R5.1月 電子書籍コンテンツ数 約3,300冊
(うち児童生徒向け 約2,000冊)

今後の目標・成果イメージ

○ 電子図書館の魅力を伝達

電子図書館が利用できる環境を整え、実際に利用してもらうことにより、その利便性や魅力を伝える。

○ 電子図書館利用者の増加

学校での利用を通して家庭での利用さらには周囲の方への周知及び利用につなげ、利用者数の増加を目指す。



事業イメージ・スキーム等

○ 電子図書館専用アカウントの発行

学校・学年等に紐づいた電子図書館専用アカウントを児童生徒一人ひとりに発行。

○ 学校における電子図書館の利用

GIGAスクール構想における一人一台端末を用いて、朝読書や休み時間等に電子図書館を活用。



今後の実施スケジュール(予定)

- R5.4月～ 児童書読み放題パックを導入
→人数制限なくアクセス、閲覧できる児童書を導入。
- 6月～ 市立学校の全児童生徒に電子図書館アカウントを順次発行

予算(案) 主な内訳

○ 電子書籍代(買切り型、ライセンス型)	400冊	1,364千円
○ 児童書読み放題パック	300冊	1,303千円
○ 書誌情報作成	700冊	73千円

◆ 物価高騰における支援(国民健康保険税率(額)据置による負担抑制)

事業概要

物価高騰の影響を鑑み、国民健康保険被保険者の税負担を抑制するため、令和4年度に引き続き国民健康保険税率(額)を現行のまま据え置きとする(財源は、国民健康保険財政調整基金及び国民健康保険特別会計繰越金の活用)。

これまでの取組・現状

- H30年度:市町村と県が共同保険者となる。
給付費の財源として保険事業費納付金を県へ支出。
⇒税率等は県から提示される保険事業費納付金をもとに算定し賦課。
- R5年度:R4年10月以降の社会保険適用拡大等により、被保険者数が減少。
⇒1世帯当たり賦課額は対前年度10%以上の増となり、被保険者への影響が大きい。

事業イメージ・スキーム等

○ 基金等の活用

国民健康保険財政調整基金(4,222万円)、繰越金(8,444万円)を活用し、税率(額)をR4年度と同水準に据え置き、賦課額増を抑制。 <参考:制度概要>国民健康保険税額の構成について

	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.6%	25,800円	19,500円
後期高齢者支援金分	2.5%	9,600円	7,200円
介護納付金分	2.2%	10,700円	5,600円

成果イメージ

- 基金及び繰越金を活用することにより、1世帯当たり賦課額を減少させ、市民負担を抑制。

※ 1世帯当たり賦課額の場合、
 [基金活用なし]:R4年度対比 17,585円増加
 [基金活用あり]:R4年度対比 1,059円増加
 効果額: 年間 16,526円(約1割減)

	基金等活用なし R5(見込)	基金等活用あり R5(見込) A	R4 B	R5-R4 差額 (A-B)
1世帯あたり 賦課額	177,413円	160,887円	159,828円	1,059円

今後の実施スケジュール(予定)

- R5.3月 条例専決
5月 税率等を提示(広報、ホームページ)
6月以降 国民健康保険税賦課

